

公募型プロポーザルに関する公告説明文

公募型プロポーザル方式による受託者公募について、次のとおり公告する。
当プロポーザルに参加を希望する者は、下記により関係書類を作成の上、提出されたい。

令和8年4月9日

ひたちなか大洗リゾート構想推進協議会
会長 木名瀬 貴久

1 調達に付する事項

- (1) 委託業務名 令和8年度ほしいもシェイク普及促進・PR業務
- (2) 委託業務の目的 令和7年度に引き続き、「ほしいもシェイク」の魅力を発信するフェア等の企画を実施するとともに、露出機会の創出や、販路拡大に向けた店舗支援を行うことで、「ほしいもシェイク」の普及促進と地域内での定着を図り、地域ブランドとしてのイメージ造成及び観光消費額の向上を図る。
- (3) 委託業務の内容 委託仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和9年2月28日まで
- (5) 見積限度額 3,000,000円（消費税及び地方消費税10%を含む。）
なお、この額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること（予定価格は別途定める）。

2 資格要件

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要領（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。
- (2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札への参加制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は第3号に規定する者でないこと。
- (6) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (7) 過去5年間に於いて、同種又は類似業務を実施した実績を有する者であること。

3 審査方法及び審査項目

- (1) 審査方法及び結果の通知
提出された企画提案書は、協議会内に設置した審査委員会において、下記（2）の審査項目により審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。
プレゼンテーションは実施しないが、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(2) 企画提案内容を特定するための審査項目

業務内容	①提案内容の的確性 ②提案内容の独創性 ③提案内容の実現性 ④工程の妥当性 ⑤見積額の妥当性
業務の実施体制	⑥実施体制の適切性
会社の業務実績	⑦同種又は類似業務の実績

4 手続き等に関する事項

担当部局 ひたちなか大洗リゾート構想推進協議会事務局（担当：安）
〒310-8555
茨城県水戸市笠原町 978 番 6
（茨城県政策企画部地域振興課内）
電 話 029 (301) 2778
F A X 029 (301) 2789
E-mail chikei5@pref.ibaraki.lg.jp

5 質問の受付

本件の内容に関する質問等については、質問書（様式4号）により、令和8年4月15日（水）17時まで、担当部局にて電子メールにより受け付ける。なお、質問を提出したときは、電話で到着確認を行うこと。

(1) 提出先

「4 手続き等に関する事項」の担当部局に同じ。

(2) 回答方法

質問は、令和8年4月17日（金）17時までに電子メールにより回答する。

6 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数 郵送の場合

- | | |
|--------------------------|----|
| ①企画提案提出書（様式1号） | 1部 |
| ②過去5年間の同種又は類似業務の実績（様式2号） | 7部 |
| ③資格要件に係る申立書（様式3号） | 1部 |
| ④企画提案書（任意様式） | 7部 |

仕様書の内容を踏まえ、下記の内容を盛り込むこと。

ア 業務内容に関する具体的な企画案

イ 業務実施体制、作業工程

ウ 企画競争参加者の概要等

・企画競争参加者の概要

・担当者名及び連絡先

- | | |
|------------|----|
| ⑤見積書（任意様式） | 1部 |
|------------|----|

- (2) 提出期限 令和8年4月23日(木)17時必着
- (3) 提出方法 電子メール又は郵送(送付記録が残るもの)に限る。なお、電子メールで提出したときは、電話で到着確認を行うこと。
- (4) 提出先 「4 手続き等に関する事項」の担当部局に同じ。

7 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は協議会に帰属する。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する